

# サンプル

## サービス規定

### 第1条 保守サービス保証条項

- 本サービスにより、障害発生時にサービス対象機(以下「装置」とする)の機能を速やかに回復し、正常に稼働するように致します。
- 本サービスでは、装置に故障が生じた旨のお客様のご通知に基づき、技術者を派遣してサービスを実施致します。
- 装置に接続されているオプション品およびソフトウェアは本サービスの対象に含まれません。
- 本サービスの範囲は日本国内に限ります。

### 第2条 不可抗力などの免責

次の場合には本サービスの対象になりません。

- お客様のご都合による装置の移設、または移転に伴う装置の不具合、故障の修理。
- 装置の改造の結果に生じた故障の修理。
- 天災、地変その他、メーカであるオムロン社の責任に帰すことの出来ない事由により生じた故障の修理。
- 不適切な装置の使用または取り扱いによる故障の修理。

### 第3条 報告書の提出

サービスの作業完了後、弊社の定める書式により作業報告書を提出致します。

### 第4条 交換部品の処分

サービス履行に伴って発生した部材は弊社にて処分致します。

### 第5条 責任範囲

サービスの実施の際に発生する不測の事態等に備えて、お客様の責任においてデータを保護またはバックアップをして下さい。装置使用中の故障または誤動作によるデータの破損や滅失など、および本サービス実施の際に生じたお客様への損害、または第三者からのお客様に対する請求に対しましては、弊社はその責任を負いません。

### 第6条 サービスに伴う技術員の立入りの許可

本サービスのために弊社が派遣する技術員などの、装置設置場所立入りの許可をお願い致します。

### 第7条 記載事項変更の連絡

装置設置場所の変更など、本サービス実施に関わる変更事項が生じた場合には、弊社に速やかにご連絡下さい。

### 第8条 特殊地域

第7条に伴い、移転先が離島等の特殊地域の場合には、別途保守料金を協議決定致します。

### 第9条 秘密保持

弊社は、本保証書および本サービス実施により知り得たお客様の業務上および技術上の秘密事項(但し、知得したとき既に保有し、または公知であった事項、知得した後自己の責めによらず公知となった事項、並びに第三者より正当に取得した事項を除く。)につき、本サービス期間中は本サービスの履行以外の目的に使用しません。また、弊社は本サービス期間中は勿論、サービス終了後も3年間、これを第三者に開示、漏洩しないように必要な措置を講じます。

### 第10条 保証書の譲渡制限

本保証書は弊社の文書による許諾なく第三者に譲渡することは出来ません。

### 第11条 協議解決

本保証書に明記しない事柄や各条項の解釈について疑義が生じた場合には、誠意をもって協議の上、円満に解決するように努力致します。

上記の内容に基づき、本保証書を発行致します。

発行日: 200x年 x月 x日

株式会社アンペール

〒160-0023

東京都新宿区西新宿 7-5-3

アンペール記入欄